

第3回自治推進委員会における質問に対する回答

平成 22 年 9 月 行政経営課

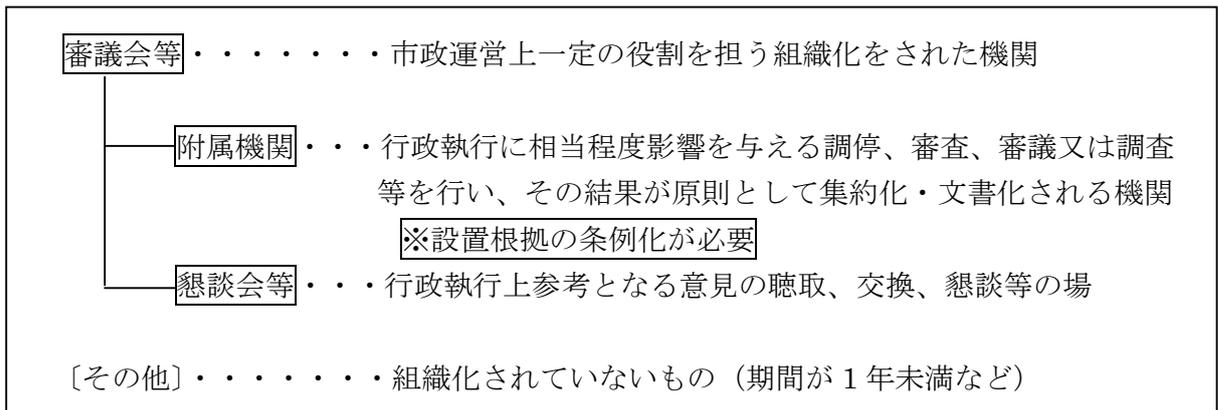
審議会関係について

本市では、「審議会等の設置等に関する指針」を定めており、その中で、「審議会等」の基本的区分は「市政運営上一定の役割を担う組織化をされた機関」と定義されている。

この組織化をされた機関とは、

- ◎ 執行機関と密着している。
- ◎ 構成員が固定されている。
- ◎ 常設的である。(概ね1年以上存続する)

ことをすべて満たす状態をいう。



上記の「附属機関」と「懇談会等」からなる98の「審議会等」については、行政経営課において、組織管理の一環として、設置状況、運営状況を調査し、市のホームページ等を通じて市民に情報提供を行っている。

「審議会等」の設置については、本市の機関として地方自治法、条例及び指針に基づき適正に運営が行われており、その運営状況等についても常に市民に公開している。

一方、「その他」の会議体等については、現在、一元的に情報を把握している部署が無いことから、市民への情報提供のあり方の課題として、市民からの要求頻度、必要性等を踏まえ、その仕組みづくりについて検討を行う必要があると考えている。